

○内子町個人情報の保護に関する文書の様式を定める規則

令和 5 年 3 月 28 日

規則第15号

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、
個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）、
個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第 3
号）及び内子町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年内子町条例第
1 号。以下「条例」という。）の施行のために必要な文書の様式は、別に定め
るもののほか、次の表に掲げるところによるものとする。

区分	様式名	根拠規定
1	個人情報ファイル簿（様式第1号）	法第75条
2	保有個人情報開示請求書（様式第2号）	法第77条第1項
3	保有個人情報開示決定通知書（様式第3号）	法第82条第1項
4	保有個人情報の開示の実施方法等申出書（様式第4号）	法第87条第3項
5	保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書（様式第5号）	法第82条第2項
6	保有個人情報開示決定等期限延長通知書（様式第6号）	条例第4条第2項
7	保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（様式第7号）	条例第5条
8	他の実施機関への開示請求事案移送書（様式第8号）	法第85条第1項
9	開示請求者への開示請求事案移送通知書（様式第9号）	法第85条第1項
10	第三者意見照会書（法第86条第1項適用）（様式第10号）	法第86条第1項
11	第三者意見照会書（法第86条第2項適用）（様式第11号）	法第86条第2項

	第11号)	
12	保有個人情報の開示決定等に関する意見書（様式第12号）	法第86条
13	開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書（様式第13号）	法第86条第3項
14	保有個人情報訂正請求書（様式第14号）	法第91条第1項
15	保有個人情報訂正決定通知書（様式第15号）	法第93条第1項
16	保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書（様式第16号）	法第93条第2項
17	保有個人情報訂正決定等期限延長通知書（様式第17号）	法第94条第2項
18	保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書（様式第18号）	法第95条
19	他の実施機関への訂正請求事案移送書（様式第19号）	法第96条第1項
20	訂正請求者への訂正請求事案移送通知書（様式第20号）	法第96条第1項
21	保有個人情報提供先への訂正決定通知書（様式第21号）	法第97条
22	保有個人情報利用停止請求書（様式第22号）	法第99条第1項
23	保有個人情報利用停止決定通知書（様式第23号）	法第101条第1項
24	保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書（様式第24号）	法第101条第2項
25	保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（様式第25号）	法第102条第2項
26	保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（様式第26号）	法第103条
27	個人情報目的外利用・提供依頼書（様式第27号）	法第69条第2項その他法

		令
28	個人情報目的外利用・提供承認等決定通知書（様式第28号）	法第69条第2項その他法令
29	目的外利用・提供届出書（様式第29号）	法第69条第2項その他法令
30	個人情報外部提供申出書（様式第30号）	法第69条第2項その他法令
31	個人情報外部提供諾否決定通知書（様式第31号）	法第69条第2項その他法令
32	委任状（個人情報に係る開示請求用）（様式第32号）	令第22条第3項
33	委任状（特定個人情報に係る開示請求用）（様式第33号）	令第22条第3項
34	委任状（訂正請求用）（様式第34号）	令第29条において準用する令第22条第3項
35	委任状（特定個人情報に係る訂正請求用）（様式第35号）	令第29条において準用する令第22条第3項
36	委任状（利用停止請求用）（様式第36号）	令第29条において準用する令第22条第3項
37	委任状（特定個人情報に係る利用停止請求用）（様式第37号）	令第29条において準用する令第22条第3項
38	諮問書（開示決定等）（様式第38号）	法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項
39	諮問書（訂正決定等）（様式第39号）	法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項
40	諮問書（利用停止決定等）（様式第40号）	法第105条第3項の規定

		により読み替えて準用 する同条第1項
41	諮問書（開示請求・訂正請求・利用停止請求に係 る不作為）（様式第41号）	法第105条第3項の規定 により読み替えて準用 する同条第1項
42	諮問をした旨の通知書（審査請求人等）（様式第 42号）	法第105条第3項の規定 により読み替えて準用 する同条第2項

附 則

この規則は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

様式第 1 号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		
実施機関の名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) (所在地)	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備考		

様式第2号

保有個人情報開示請求書

年 月 日

(実施機関) 様

(ふりがな)
氏名 _____

住所又は居所
〒 _____ TEL (_____) _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）
ア、イ又はウに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。

<実施の方法>

☐閲覧☐写しの交付

☐その他 ()

<実施の希望日> 年 月 日

イ 電子情報処理組織を使用した開示を希望する。

ウ 写しの送付を希望する。

3 本人確認等

ア 開示請求者	☐ 本人	☐ 法定代理人	☐ 任意代理人
イ 請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他（ ） ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。			
ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） （ア） 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 （ふりがな） （イ） 本人の氏名 _____ （ウ） 本人の住所又は居所 _____			
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ）			
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 委任状 ☐ その他（ ）			

様式第3号

第 号
年 月 日

保有個人情報開示決定通知書

(開示請求者) 様

(実施機関)

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定により、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

1 開示する保有個人情報（ 全部開示 ・ 部分開示 ）

2 不開示とした部分とその理由

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、〇〇〇に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、〇〇〇を被告として、〇〇〇裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 開示する保有個人情報の利用目的

4 開示の実施の方法等（同封の説明事項をお読みください。）

(1) 開示の実施の方法等

(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所

期間： 月 日から 月 日まで（土・日曜、祝祭日を除く。）

時間：

場所：

(3) 電子情報処理組織を使用して開示を実施する場合

(4) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）

<本件連絡先>

内子町役場〇〇課

（担当者名）（内線： ）

電 話：

FAX：

e-mail：

様式第4号

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

(実施機関) 様

(ふりがな)

氏名

住所又は居所

〒 Tel ()

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第3項の規定により、下記のとおり申出をします。

記

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

番 号：

日 付：

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報 の名称等	実 施 の 方 法	
	(1) 閲覧	① 全部 ② 一部 ()
	(2) 複写したものの交付	① 全部 ② 一部 ()
	(3) その他 ()	① 全部 ② 一部 ()

3 開示の実施を希望する日

年 月 日 午前・午後

4 「写しの送付」の希望の有無

有 : 同封する郵便切手等の額 円
無

<本件連絡先>

内子町役場〇〇課

(担当者名) (内線：)

電 話：

FAX：

e-mail：

様式第5号

第 号
年 月 日

保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書

(開示請求者) 様

(実施機関)

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、〇〇〇に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、〇〇〇を被告として、〇〇〇裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>
内子町役場〇〇課
(担当者名) (内線：)
電 話：
FAX：
e-mail：

様式第6号

第 号
年 月 日

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

(開示請求者) 様

(実施機関)

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、内子町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年内子町条例第1号）第4条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る 保有個人情報の 名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

<本件連絡先>
内子町役場〇〇課
(担当者名) (内線：)
電 話：
FAX：
e-mail：

様式第7号

第 号
年 月 日

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

(開示請求者) 様

(実施機関)

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、内子町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年内子町条例第1号）第5条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報 の名称等	
条例第5条の規定（開示決定等 の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日

<本件連絡先>
内子町役場〇〇課
(担当者名) (内線：)
電 話：
FAX：
e-mail：

様式第8号

第 号
年 月 日

他の実施機関への開示請求事案移送書

(他の実施機関) 様

(実施機関)

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第85条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求者氏名等	氏 名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 本人の氏名 本人の住所又は居所
添付資料等	・ 開示請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	(複数の実施機関に移送する場合には、その旨)

<本件連絡先>
内子町役場〇〇課
(担当者名) (内線：)
電 話：
FAX：
e-mail：

様式第9号

第 号
年 月 日

開示請求者への開示請求事案移送通知書

(開示請求者) 様

(実施機関)

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の実施機関において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の実施機関	(実施機関) (連絡先) 部局課室名： 担 当 者 名： 所 在 地： 電 話 番 号：

<本件連絡先>
内子町役場〇〇課
(担当者名) (内線：)
電 話：
FAX：
e-mail：

様式第10号

第 号
年 月 日

第三者意見照会書（法第86条第1項適用）

（第三者利害関係人） 様

（実施機関）

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	（課室名） （連絡先）
意見書の提出期限	年 月 日

<本件連絡先>
内子町役場〇〇課
（担当者名）（内線： ）
電 話：
FAX：
e-mail：

様式第11号

第 号
年 月 日

第三者意見照会書（法第86条第2項適用）

（第三者利害関係人） 様

（実施機関）

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 ☐ 第1号、 ☐ 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	(課室名) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日

<本件連絡先>
内子町役場〇〇課
(担当者名) (内線：)
電 話：
FAX：
e-mail：

様式第12号

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

(実施機関) 様

(ふりがな)

氏名又は名称
(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)

住所又は居所
(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示についての御意見	☐ 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 ☐ 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由
連絡先	

様式第13号

第 号
年 月 日

開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書

(反対意見書を提出した第三者) 様

(実施機関)

(あなた、貴社等) から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第86条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、〇〇〇に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、〇〇〇を被告として、〇〇〇裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>
内子町役場〇〇課
(担当者名) (内線：)
電 話：
FAX：
e-mail：

様式第14号

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

(実施機関) 様

(ふりがな)

氏名

住所又は居所

〒 Tel. ()

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第91条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の 開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた 保有個人情報	開示決定通知書の第 号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1	訂正請求者	☐ 本人	☐ 法定代理人	☐ 任意代理人
2	請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他（ ） ※ 請求書を添付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。			
3	本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 （ふりがな） イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____			
4	法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ）			
5	任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 委任状 ☐ その他（ ）			

様式第15号

第 号
年 月 日

保有個人情報訂正決定通知書

(訂正請求者) 様

(実施機関)

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、〇〇〇に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、〇〇〇を被告として、〇〇〇裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>
内子町役場〇〇課
(担当者名) (内線：)
電 話：
FAX：
e-mail：

様式第16号

第 号
年 月 日

保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

(訂正請求者) 様

(実施機関)

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、〇〇〇に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、〇〇〇を被告として、〇〇〇裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>
内子町役場〇〇課
(担当者名) (内線：)
電 話：
FAX：
e-mail：

様式第17号

第 号
年 月 日

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

(訂正請求者) 様

(実施機関)

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第94条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

<本件連絡先>
内子町役場〇〇課
(担当者名)（内線： ）
電 話：
FAX：
e-mail：

様式第18号

第 号
年 月 日

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

(訂正請求者) 様

(実施機関)

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第95条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第95条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

<本件連絡先>
内子町役場〇〇課
(担当者名) (内線：)
電 話：
FAX：
e-mail：

様式第19号

第 号
年 月 日

他の実施機関への訂正請求事案移送書

(他の実施機関) 様

(実施機関)

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者名等	氏 名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 本人の氏名 本人の住所又は居所
添付資料等	・訂正請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	（複数の他の実施機関に移送する場合には、その旨）

<本件連絡先>
内子町役場〇〇課
(担当者名) (内線：)
電 話：
FAX：
e-mail：

様式第20号

第 号
年 月 日

訂正請求者への訂正請求事案移送通知書

(訂正請求者) 様

(実施機関)

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。
なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の実施機関において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の実施機関	(実施機関) (連絡先) 部局課室名： 担 当 者 名： 所 在 地： 電 話 番 号：
備考	

<本件連絡先>
内子町役場〇〇課
(担当者名) (内線：)
電 話：
F A X：
e-mail：

様式第21号

第 号
年 月 日

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

(他の実施機関) 様

(実施機関)

(他の実施機関) に提供している下記の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号) 第92条の規定により訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報の特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

<本件連絡先>
内子町役場〇〇課
(担当者名) (内線：)
電 話：
FAX：
e-mail：

様式第22号

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

(実施機関) 様

(ふりがな)

氏名

住所又は居所

〒 Tel ()

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第99条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の番号：第 号 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) □第1号該当 → □利用の停止、□消去 □第2号該当 → 提供の停止 (理由)

1	利用停止請求者	☐ 本人	☐ 法定代理人	☐ 任意代理人
2	請求者本人確認書類	☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他（ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。		
3	本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）			
	ア 本人の状況	☐ 未成年者（ 年 月 日生）	☐ 成年被後見人	
		☐ 任意代理人委任者		
		（ふりがな）		
	イ 本人の氏名	_____		
	ウ 本人の住所又は居所	_____		
4	法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。			
	請求資格確認書類	☐ 戸籍謄本	☐ 登記事項証明書	☐ その他（ ）
5	任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。			
	請求資格確認書類	☐ 委任状	☐ その他（ ）	

様式第23号

第 号
年 月 日

保有個人情報利用停止決定通知書

(利用停止請求者) 様

(実施機関)

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定により、下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、〇〇〇に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、〇〇〇を被告として、〇〇〇裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>
内子町役場〇〇課
(担当者名) (内線：)
電 話：
FAX：
e-mail：

様式第24号

第 号
年 月 日

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

(利用停止請求者) 様

(実施機関)

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、〇〇〇に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、〇〇〇を被告として、〇〇〇裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>
内子町役場〇〇課
(担当者名) (内線：)
電 話：
FAX：
e-mail：

様式第25号

第 号
年 月 日

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

(利用停止請求者) 様

(実施機関)

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第102条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

<本件連絡先>
内子町役場〇〇課
(担当者名) (内線：)
電 話：
FAX：
e-mail：

様式第26号

第 号
年 月 日

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

(利用停止請求者) 様

(実施機関)

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第103条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第103条の規定(利用停止決定等の期限の特例)を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

<本件連絡先>
内子町役場〇〇課
(担当者名) (内線：)
電 話：
FAX：
e-mail：

様式第27号

個人情報目的外利用・提供依頼書

第 号
年 月 日

保有課（ 課）長
様

利用課（ 課）長

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第2項その他法令により次のとおり個人情報を目的外に利用し、又は提供を受けたいので依頼します。

保有課の個人情報取扱事務の名称	
目的外利用・提供を受ける個人情報の内容	
利用課の個人情報取扱事務の名称	
利用目的	
利用年月日	年 月 日
利用の方法	☐文書の閲覧 ☐文書の複写 ☐電子計算機処理 ☐その他（ ）
根拠条項	個人情報の保護に関する法律第69条第2項第 号に該当 法令の名称及び条項 （ ）

（注） ここでの提供は、実施機関相互によるものであり、外部提供は含まない。

様式第28号

個人情報目的外利用・提供承認等決定通知書

第 号
年 月 日

利用課（ 課）長
様

保有課（ 課）長

年 月 日付け 第 号により依頼のあった個人情報の目的外利用・提供の承認の件については、次のとおり決定したので通知します。

決定区分	
承認しない理由	
利用・提供の条件	

様式第29号

目的外利用・提供届出書

年 月 日

内子町長 様

実施機関名
担当課所名

次のとおり届け出ます。

利用・提供の区分	☐ 目的外利用 ☐ 実施機関相互の提供 ☐ 外部提供
利用・提供の年月日	年 月 日
利用・提供の相手先	
利用・提供の理由	
利用・提供の内容	
備考	

様式第30号

個人情報外部提供申出書

年 月 日

(実施機関)

代表者名	様
------	---

(申出者)

住所

氏 名

電話番号

法人等にあつては、主たる事務所の所在地
称及び代表者の氏名を記入してください。

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第2項その他法令により次のとおり個人情報の提供を受けたいので、申し出ます。

個人情報を保有している課所名	
提供を受けたい個人情報の内容	
申出者の事務又は業務	
利用目的	
提供の方法の区分	☐ 文書の閲覧 ☐ 文書の写しの交付 ☐ その他（ ）
使用期間	年　月　日　～　年　月　日
備考	

様式第31号

個人情報外部提供諾否決定通知書

第 号
年 月 日

(申出者)
様

(実施機関)

年 月 日付けで申出のあった個人情報の提供については、次のとおり諾否を決定したので通知します。

諾否の内容	☐ 提供する ☐ 一部提供する ☐ 提供しない
提供する個人情報の内容	
一部提供又は提供拒否の理由	
提供する期間	年 月 日 ～ 年 月 日
提供日・提供場所及び提供方法	提供日 年 月 日 () 提供場所 提供方法 ☐ 文書の閲覧 ☐ 文書の複写 ☐ その他 ()

措置要求	1 使用目的以外の目的に使用しないこと。 2 再提供してはならないこと。 3 漏えい、改ざん、滅失及びき損の防止のため必要な安全確保の措置を講ずること。 4 複写及び複製を作成しないこと。 5 使用後は、返還、廃棄すること。 6 その他（ ）
個人情報を保有している課所名	課 （電話番号 ）
備考	

様式第32号

委 任 状
(個人情報に係る開示請求用)

(代理人) 住所 _____

氏名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の開示請求を行う権限
- 2 開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る個人情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- 6 開示の実施の方法その他政令で定める事項を申し出る権限及び開示の実施を受ける権限

年 月 日

(委任者) 住所 _____

氏名 _____

連絡先電話番号 _____

(注) 以下の措置をとってください。

- ① 委任者の氏名は、自筆の署名とすること。
- ② 委任者の運転免許証又は個人番号カードを添付すること。

様式第33号

委任状
(特定個人情報に係る開示請求用)

(代理人) 住所 _____

氏名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 特定個人情報の開示請求を行う権限
- 2 開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 開示請求に係る特定個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る特定個人情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- 6 開示の実施の方法その他政令で定める事項を申し出る権限及び開示の実施を受ける権限

年 月 日

(委任者) 住所 _____

氏名 _____

連絡先電話番号 _____

(注) 以下の措置をとってください。

- ① 委任者の氏名は、自筆の署名とすること。
- ② 委任者の運転免許証又は個人番号カードを添付すること。

様式第34号

委 任 状
(訂正請求用)

(代理人) 住所 _____

氏名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の訂正請求を行う権限
- 2 訂正請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 訂正請求に係る個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求に係る個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

(委任者) 住所 _____

氏名 _____

連絡先電話番号 _____

(注) 以下の措置をとってください。

- ① 委任者の氏名は、自筆の署名とすること。
- ② 委任者の運転免許証又は個人番号カードを添付すること。

様式第35号

委 任 状
(特定個人情報に係る訂正請求用)

(代理人) 住所 _____

氏名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 特定個人情報の訂正請求を行う権限
- 2 訂正請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 訂正請求に係る特定個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求に係る特定個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

(委任者) 住所 _____

氏名 _____

連絡先電話番号 _____

(注) 以下の措置をとってください。

- ① 委任者の氏名は、自筆の署名とすること。
- ② 委任者の運転免許証又は個人番号カードを添付すること。

様式第36号

委 任 状
(利用停止請求用)

(代理人) 住所

氏名

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の利用停止請求を行う権限
- 2 利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 利用停止請求に係る個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び利用停止請求に係る個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

(委任者) 住所

氏名

連絡先電話番号

(注) 以下の措置をとってください。

- ① 委任者の氏名は、自筆の署名とすること。
- ② 委任者の運転免許証又は個人番号カードを添付すること。

様式第37号

委 任 状
(特定個人情報に係る利用停止請求用)

(代理人) 住所

氏名

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 特定個人情報の利用停止請求を行う権限
- 2 利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 利用停止請求に係る特定個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び利用停止請求に係る特定個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

(委任者) 住所

氏名

連絡先電話番号

(注) 以下の措置をとってください。

- ① 委任者の氏名は、自筆の署名とすること。
- ② 委任者の運転免許証又は個人番号カードを添付すること。

様式第38号

第 号
年 月 日

内子町個人情報保護審議会 御中

(実施機関)

諮 問 書
(開示決定等)

個人情報の保護に関する法律第82条の規定による開示決定等について、別紙のとおり、審査請求があつたので、同法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定により諮問します。

(別紙)

1 審査請求に係る保有個人情報の名称等	
2 審査請求に係る開示決定等 (開示決定等の種類) ☐ 開示決定 ☐ 一部開示決定 (該当不開示条項) ☐ 不開示決定 (該当不開示条項)	(1) 開示決定等の日付、記号番号 (2) 開示決定等をした者 (3) 開示決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報開示請求書(写し) ② 保有個人情報の開示をする旨の決定について(通知)(写し) 又は保有個人情報の開示をしない旨の決定について(通知)(写し) ③ 審査請求書(写し) ④ 理由説明書 ⑤ 開示の実施を行った保有個人情報が記載された行政文書等(写し) ⑥ その他参考資料
7 諮問庁担当課、担当者名、電話番号、FAX番号、メールアドレス、住所等	

(注1) 2の「(開示決定等の種類)」については、該当する開示決定等の□をチェックすること。

また、一部開示決定又は不開示決定の場合には、該当不開示条項(個人情報の保護に関する法律第78条第1項各号、第81条又は文書不存在)を記載すること。

(注2) 4の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため。」「全部開示とすることが適当と考えるが、第三者の反対意見書が提出されているため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

(注3) 6の⑥の「その他参考資料」とは、例えば、第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書や、行政不服審査法第11条の総代、同法第12条の代理人又は同法第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護に関する法律第83条第2項又は第84条の規定による開示決定等の期限に係る通知の写し等である。

様式第39号

第 号
年 月 日

内子町個人情報保護審議会 御中

(実施機関)

諮 問 書
(訂正決定等)

個人情報の保護に関する法律第93条の規定による訂正決定等について、別紙のとおり、審査請求があつたので、同法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定により諮問します。

(別紙)

1 審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
2 審査請求に係る訂正決定等 (訂正決定等の種類) ☐ 訂正決定 ☐ 不訂正決定	(1) 訂正決定等の日付、記号番号 (2) 訂正決定等をした者 (3) 訂正決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報訂正請求書（写し） ② 保有個人情報の訂正をする旨の決定について（通知）（写し） 又は保有個人情報の訂正をしない旨の決定について（通知）（写し） ③ 審査請求書（写し） ④ 理由説明書 ⑤ その他参考資料
7 諮問庁担当課、担当者名、 電話番号、FAX番号、メール アドレス、住所等	

(注1) 2の「(訂正決定等の種類)」については、該当する訂正決定等の☐をチェックすること。

(注2) 4の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

(注3) 6の⑤の「その他参考資料」とは、例えば、行政不服審査法第11条の総代、同法第12条の代理人又は同法第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護に関する法律第94条第2項又は第95条の規定に基づく訂正決定等の期限に係る通知の写し等である。

なお、審査請求人から訂正請求の趣旨・理由を根拠付ける資料が提出されている場合には、当該根拠資料を添付する。

様式第40号

第 号
年 月 日

内子町個人情報保護審議会 御中

(実施機関)

諮 問 書
(利用停止決定等)

個人情報の保護に関する法律第101条の規定による利用停止決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定により諮問します。

(別紙)

1 審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
2 審査請求に係る利用停止決 定等 (利用停止決定等の種類) ☐ 利用停止決定 ☐ 不利用停止決定	(1) 利用停止決定等の日付、記号番号 (2) 利用停止決定等をした者 (3) 利用停止決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報利用停止請求書（写し） ② 保有個人情報の利用停止をする旨の決定について（通知） （写し）又は保有個人情報の利用停止をしない旨の決定につい て（通知）（写し） ③ 審査請求書（写し） ④ 理由説明書 ⑤ その他参考資料
7 諮問庁担当課、担当者名、 電話番号、FAX番号、メー ルアドレス、住所等	

(注1) 2の「(利用停止決定等の種類)」については、該当する利用停止決定等の☐をチェックすること。

(注2) 4の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

(注3) 6の⑤の「その他参考資料」とは、例えば、行政不服審査法第11条の総代、第12条の代理人又は第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護に関する法律第102条第2項又は第103条の規定による利用停止決定等の期限に係る通知の写し等である。

なお、審査請求人から利用停止請求の趣旨・理由を根拠付ける資料が提出されている場合には、当該根拠資料を添付する。

様式第41号

第 号
年 月 日

内子町個人情報保護審議会 御中

(実施機関)

諮 問 書
(開示請求・訂正請求・利用停止請求に係る不作為)

個人情報の保護に関する法律第76条の規定に基づく開示請求〔個人情報の保護に関する法律第90条の規定による訂正請求、個人情報の保護に関する法律第98条の規定による利用停止請求〕に係る不作為について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定により諮問します。

(別紙)

1 開示請求[訂正請求、利用停止請求]に係る保有個人情報の名称等	
2 審査請求に係る開示請求[訂正請求、利用停止請求]	(1) 開示請求[訂正請求、利用停止請求]の日付、受付番号等 (2) 開示請求[訂正請求、利用停止請求]の宛先
3 補正に要した日数、開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]の期限	
4 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
5 諮問の理由	
6 参加人等	
7 添付書類等	① 保有個人情報開示請求書[訂正請求書、利用停止請求書](写し) ② 審査請求書(写し) ③ 理由説明書 ④ その他参考資料
8 諮問庁担当課、担当者名、電話番号、FAX番号、メールアドレス、住所等	

(注1) 1の「開示請求[訂正請求、利用停止請求]に係る保有個人情報の名称等」については、開示請求の場合には、当該開示請求に係る保有個人情報の名称を、訂正請求又は利用停止請求の場合には、当該訂正請求又は利用停止請求に係る保有個人情報の名称を記述すること。

- (注2) 3の「補正に要した日数、開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等〕の期限」については、補正を求めた場合には当該補正に要した日数を、個人情報の保護に関する法律第83条第2項〔同法第94条第2項、第102条第2項〕の規定による期間の延長を行った場合には開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等〕の期限を、同法第84条の規定が適用された場合には残りの保有個人情報について開示決定等をする期限〔同法第95条又は第103条の規定が適用された場合には訂正決定等又は利用停止決定等をする期限〕を、それぞれ記述すること。
- (注3) 5の「諮問の理由」については、例えば、「開示請求から相当の期間（※）が経過していないと考えるため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。
- （※）行政不服審査法第3条に規定する「相当の期間」を指す。以下同じ。
- (注4) 7の③の「理由説明書」においては、例えば、開示請求から相当の期間（※）が経過していないと考える理由について、個人情報の保護に関する法律第84条の規定が適用された場合には、同条を適用した理由、同条の「相当の期間」として設定した期間の妥当性などを具体的に記述すること。
- (注5) 7の④の「その他参考資料」とは、例えば、第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書や、行政不服審査法第11条の総代、同法第12条の代理人又は同法第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護に関する法律第83条第2項又は第84条の規定による開示決定等の期限に係る通知の写し等である。

様式第42号

第 号
年 月 日

諮問をした旨の通知書（審査請求人等）

（審査請求人等） 様

（実施機関）

年 月 日付けの（実施機関）に対する審査請求について、下記のとおり内子町個人情報保護審議会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第2項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
審査請求に係る開示決定等 [訂正決定等、利用停止決定等]	
審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	年 月 日・ 諮問 号

<本件連絡先>
内子町役場〇〇課
(担当者名) (内線：)
電 話：
F A X：
e-mail：

- (注1) 「審査請求に係る開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]」の欄については、開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]の日付・記号番号、開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]をした者、開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]の種類（開示決定、不開示決定等）を記載する。
- (注2) 「諮問日・諮問番号」の欄は、内子町個人情報保護審議会が付す番号である。